

石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託に係る

公募型プロポーザルの取り下げについて

令和7年9月10日付石岡市告示第768号により告示した「石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル」については、次のとおり取り下げる。

令和8年3月18日

石岡市長 谷島 洋司



1. 取り下げる公募型プロポーザル

業務名称 石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託

2. 取り下げ理由

当該業務の受注者選考過程における公正性及び透明性を再検討・再担保するとともに、今後の適正な事業遂行を確保する観点から、選考手法、体制等について再検討を行う必要があるため。

3. その他

本件プロポーザルの取り下げに伴い、既に決定した優先交渉権その他の選考結果は無効とする。